

香川県立高等技術学校車両運行業務仕様書

1 業務の概要

香川県立高等技術学校(以下「委託者」という。)における校外学習等について、委託者が用意した車両(以下「管理車両」という。)により安全、且つ、円滑に運行業務(以下「運行業務」という。)を行う。

2 業務名

香川県立高等技術学校車両運行業務

3 業務実施場所

香川県高松市郷東町 587-1 香川県立高等技術学校 高松校

香川県丸亀市港町 307 香川県立高等技術学校 丸亀校

4 管理車両

小型バス(乗車定員 29 人) 1 台

委託者の施設に入校している職業訓練生に対し校外学習等を実施するために保有している車両

5 運行業務等

(1)業務日程及び運行経路等

① 業務日程

原則として委託者の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、年末年始等)を除く日とする。

② 運行経路等

委託者の指示によるものとする。

(2)その他

①校外学習等の依頼

委託者は、原則として校外学習等を実施する月の前月の 20 日までに、受託者に対して行き先及び日程等をファックス・電子メール等で送信するものとする。

②校外学習等の変更及び取消し

委託者は、校外学習等を変更及び中止する場合は遅くとも校外学習等を実施する日の前日の正午までに受託者に対して連絡するものとする。

(3)運行業務には、運行に必要な管理車両の点検・整備、車内外清掃、給油等を含むものとする。

6 車両運行者等

(1)車両運行者は、当該車両の運行に必要な資格を有する者とし、心身ともに健康で、運行業務について知識があり、職業訓練生等に対して良識ある対応ができる者であること。

(2)受託者は、車両運行者の健康管理に十分注意することとし、必要に応じ健康診断を行う等の措置を執り、安全な運行が行えるようにすること。

(3)車両運行者は、できる限り同一の者が勤務するものとし、当該者が運行業務に従事できない場合に限り、代わりの者が勤務するものとする。

7 運行管理の報告

車両運行者は、運行業務を実施したときは、業務開始時刻、業務終了時刻及び業務内容を委託者に報告するものとする。

8 日常点検の実施

車両運行者は、運行業務の実施前において管理車両の日常点検整備を行い、その結果を委託者に適宜報告するものとする。

9 運行業務に関する注意事項

- (1) 出発前は、道路運送車両法第 47 条の 2 に定める日常点検整備を行い、帰着後は所定の位置に入庫するものとする。
- (2) 運行中は関係法令等を遵守し、安全運転に心がけるものとする。
- (3) 始業点検及び運行中において故障等が発生した場合は、直ちに適切な処置を行うものとする。
- (4) 給油は、原則として、委託者が指定する給油所において、委託者が指示する支払方法により、必要に応じ、随時行うものとする。
- (5) 当日の業務を行う車両運行者の健康状態等により、運行業務を行うことが危険であると委託者が判断したときは、委託者は、その車両運行者に業務を行わせないことができる。この場合、受託者は、他の車両運行者を派遣するか、タクシー等の借上車を利用するかのいずれかの方法により、運行業務を実施するものとする。
- (6) 委託者は必要に応じ、受託者に車両運行者の健康診断書の提出を求めることができるものとする。

10 運行業務の委託料

- (1) 管理車両の日常点検整備から運行及び点検結果を委託者に報告するまでの時間に、1 時間あたりの単価を乗じた額とする。
- (2) 校外学習等で県外に送迎した場合は、走行距離 (km) 当たりの県外加算単価 (円) を乗じた額を委託料に加えるものとする。
- (3) 委託者が当日に運行業務をキャンセルした場合は、運行予定時間の半分にあたる委託料を支払うものとする。